法第３５条の２・令２１条（教室の床面積の取扱い）

教室の内装制限上の床面積の取扱い

随時開放することができる建具で仕切られており、かつ、一体利用できる２室がある場合は、令第１２８条の３の２第１号の床面積（５０㎡）は当該２室の合計による。